

環境整備対策分科会会議録 柏崎市議会

1 日時 昭和45年2月13日午後1時

1 場所 第2委員会室

1 出席委員 主査 関 市太郎君
副主査 田村 光仲君
渡辺政太郎君 矢代 彦作君
葉賀 清治君 柴野 寅平君
山崎 三司君 飯塚 正君
以上8人

1 欠席委員なし

1 説明委員

市長 小林 治助君
市長公室長 根立 政信君

1 事務局職員 主事 小越 哲雄君

1 事件 (1) 敦賀・美浜視察結果について
(2) 寺泊線のことについて
(3) その他

1 署名委員 山崎三司君 矢代彦作君

1 開議 午後1時30分

1 経過概要

(1) 敦賀・美浜視察結果について

関 主 査 視察報告の前に、12月に宮川、1月に大湊地区に出向いて地区民と話し合ってきたので、その概要を報告する。

両地区を通じて道路についての関心が非常に強かった。中心部から遠く、不便になって、地区がさびれては困るという意見が多かった。宿舎等の施設を作ってもらいたいという声もあった。県道が企業の都合で簡単に曲げられるものかという疑問もあった。要は地域が不便にならないようにしてほしいということに尽きるようだ。次に、敦賀、美浜の視察結果について報告する。(別添プリントに基づいて報告があった。)

矢 代 委 員 学校を新しく作ったということであるが、部落の子供だけが入るのか。

柴 野 委 員 関電の子弟も入るのだそうである。

葉 賀 委 員 柏崎はまだ東電の案ができていないのであるから、どう言ってみよ

うもない。今日は報告を聞いておくだけではないか。

飯塚委員 原子炉から250米の所を県道が通っているということであるが、それで支障がないとしたら、柏崎の場合も、つけかえしなくてもいいのではないか。

それから、用地買収については県開発公社がやったということであるが、柏崎の場合はどういうことになるのか、会社と地主が直接当たることになるのか。

それから、美浜の場合は地元の意見を入れてレイアウトを作ったというふうに聞こえたが、その点はどうか。

柴野委員 美浜の場合は、レイアウトを想定して、その中で話をしたということである。

結論的には、そのとおりになったけれども、住民と話し合いをするときには、こういうふうにとできるとして、ということで話し合いをしたということなのである。

飯塚委員 報告を聞いていて、共通していることは、市や地元住民の意見を十分に取り入れるようにしていることだと思う。われわれとしても東電とよく話し合っただけでゆく必要があると思う。

柴野委員 私は委員長として考えていることは、新年度になったら全員から視察に出てもらいたいと思う。それから、東電や市と考えの違う点については十分解明し、話し合っていきたい。例えば、250米という近くに県道が通っており、その下を冷却水の取・排水管が通っているという問題、あるいは監視区域は買収しないで地役権を設定したという問題もある。また、周辺監視区域の中に公道を通すことができるかどうかという問題もある。

葉賀委員 地元の意見というものを、われわれは直接には聞いていない。また、東電や市長のほうには、それなりの考えがあると思う。そういうものは聞かなければならない。

山崎委員 安全性についてはどうであったか。

関主査 それほど心配していないというふうを受け取ってきた。

飯塚委員 原子炉から250米という道路を通ってみたのか。

関主査 通った、そこを通らなければ発電所に入れないのである。

渡辺委員 そんな近くに道路があるということは、発電所の規模にもよるのではないか。

飯塚委員 その辺も研究しなければならない。

関主査 とにかく安全なんだから、道路のつけかえなんか考えなかった、というような話であった。

柴野委員 東海でも道路はそんなに離れていなかった。柏崎においても、いままで言われているほど離れてなくてもいいのではないかという感じを持ったことは確かである。

飯塚委員 冷却水のパイプが道路の下を通っているのか。

関主査 通っている。排水している状況も見てきた。工事中においては、その道路については、ある程度、通行の規制や誘導をしたそうだ。

田村委員 発電所の規模のほか、その道路の利用の状況にもよるのではないか。私はそういうふう感じてきた。

渡辺委員 現道を通られれば一番いいが、安全性の上から、それが許されるかどうか。

関主査 その点に関しては、どういう型の炉ができるのかという説明も聞いていない。

渡辺委員 炉の位置がきまらないうちは、実際問題として検討はできないだろう。

関委員 敦賀の事務局でくれた文書の中に、用地の中を市道が通っているということも書いてある。そこは周辺監視区域でないかと思うのだ。

長野室長 用地内に公道を通すということは、会社が了承し、安全審査上に問題がなければ、いくらでも通すことができる。ただ、それが周辺監視区域の中に通されるかということになると疑問である。周辺監視区域については、原子炉の設置運転等に関する規則に「①人の住居を禁止すること②境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること」と規定されている。周辺監視区域の中に公道を通すということは、あり得ないことだと理解している。

関主査 それなら、逆に、250米の所が周辺監視区域でないと言えるわけである。そんなに近い所が含まれていないことになる。そうして、非住居区域に地役権を設定して、耕作はされているという。それらを考えると、ちょっとわからなくなる。

小林市長 耕作させているのは周辺監視区域の中なのか。

関主査 非住居区域に置いてある。

渡辺委員 居住はいけませんが、一時的な出入りは差しつかえないのかもしれない。

小林市長 それぞれの知識をもって判断しなければならない。用地については2つの分け方の基準があるわけである。

1つは「非居住区域」と「低人口地帯」もう1つは「管理区域」「保全区域」「周辺監視区域」という分け方である。「非居住区域」では耕作はできないはずである。

飯塚委員 道路の問題であろうと何であろうと、レイアウトができる前に十分に話し合い、住民の意向を汲み入れたと解釈していいか。

関主査 道路は、敦賀にしても美浜にしても、1本なのである。ほかに持ってゆく余地はないのである。地形的条件が柏崎とは全然違うのである。

柴野委員 美浜の場合、用地は原電が一括して買い、それを関電が買っている。

関主査 ほかになければ、視察報告の件はこれで打ち切る。

(2) 寺泊線のことについて

小林市長 寺泊線のつけかえ法線について会社側から試案が来たので報告する。

このことについては、基本的に3つの要素の調和をはからなければならない。

①県の道路行政上の考え方。

②地元の要望

③原発用地についての法的規制の3点である。

地元の荒浜、大湊の要望としては、袋小路にならないようにしてほしい。つけかえ部分は可能な限り短くしてほしい。法的に許されるなら敷地内も通してほしい、というようなことである。それで、1回目に提示された案によると、句配は37° 現道より2, 200米長くなる、というものであった。これに対して、もう少し短くならないかと要望し、その後、2次試案が示された。それによると、現道より1, 600メートル長くなり、250メートルはトンネルにし、広配は57° 以下に押さえるということである。巾買は6.5メートルである。

関主査 今日はこれで閉会する。

1 閉会 午後3時20分

環境整備対策分科会

主査 関市太郎

署名委員 山崎 三司

署名委員 矢代 彦作

1. 視察先および行程

2月2日 敦賀市役所 敦賀発電所

2月3日 敦賀市漁協 美浜町役場

2月4日 (美浜) 丹生漁協 美浜発電所

2. 視察概要

敦賀市役所

説明者 田辺副議長

吉本議会事務局長

(前商工観光課長 原発担当)

環境整備関係

(問) 住民からの要望は、どのようなものがあったか。

(答) 大きく分けると、道路、雇用、代替地等について要望があった。具体的に、そのいくつかをあげると、次のとおり。

○大謀網作業用地の代替地造成、それに必要な通路、栈橋の設定

○農道の改修、市道の新設

○農作業小屋の移転費

○農業用水路のつけかえ

○労務者あるいは従業員の優先雇用 等

(問) レイアウトができる前に会社側とどのように話し合ったか。レイアウトができてからはどうか。

(答) 住民の要望を満たすべく十分に話し合い、市がやるものは市がやり、会社にやってもらうものは市が会社と契約して、やってもらった。

(問) 道路の整備はどのように行なわれ、その経費負担はどのようになされたか。

(答) いわゆる原電道路が県道としてつくられた。延長は約8,800メートル。

幅員は、会社の必要からいえば1車線でよいということであったが、産業観光道路としての効用を考えて2車線を要望し、2車線の6.5メートルで作られた。

工事費は4億7,500万円で、会社が3億2,500万円、県が1億2,850万円、市が2,150万円を負担した。なお、最近、さらにその先の立石海岸に動燃事業団の新型転換炉の設置が本ざまりとなり、そこに至る市道の改良舗装が約9,000万円で行なわれることになった。この工事費は事業団が負担し、工事は市が行なう。

(問) 道路は発電所に近接しているが、つけかえ等を考えなかったか。原子炉までの距離は300メートル内外であり、冷却水の取・排水管は道路の下を通っ

ている。

(答) つけかえ等は全然考えなかった。そういう話はなかった。建設中は守衛所を分遺して通行規制を行ない、学童については誘導した。

(問) 予想しなかったような問題が起きた場合の話し合いを協定にうたつてあるか。

(答) うたつてない。担当者が変われば疎遠になりがちなので、1項、うたつておいたほうがいいかもしれない。

(問) 用地買収は円滑に行なわれたか。

(答) 用地買収は県開発公社を通じて行なわれたが、特に妨害工作などはなく、円滑だった。なお、建設の正式決定前に、市が仲に入って、開発公社と地元部落との間に用地売買の仮契約が結んであった。買収価格等は次のとおり。

地目	面積	坪当り単価	金額
田	28.026 坪	960 円	26,904,616 円
畑	6.676	500	3,337,915
池	19.119	50	955,964
山林原野	364.236	200	72,847,222
計	418.057		104,054,717

(問) 周辺監視区域は買収しないで地役権を設定したそうだが。

(答) 用地買収と同時に、隣接区域の山林原野等約1万2,000坪を非居住区域として地役権設定の契約を行なった。地役権設定区域内においては、住宅その他の建物等を建てることはできないが、耕作は認められている。

地役権取得の報酬等は次のとおり。(関係地主15人)

田 (4.134 坪)	320 円
1 坪につき 畑 (3.6 坪)	167 円
山林原野 (8.057 坪)	67 円
(期間20年)	

(問) 工事中に事故はなかったか。(特に住民生活に影響を及ぼすような)

(答) 特にない。

(問) 地元民の利便のために特別な施策を講じたか。

(答) 特別な施策というようなものはないが、たとえば、そのときそのときの要望等を会社に取り次ぐなどの配慮をしている。

(問) 生活環境の上でのマイナス面はないか。

(答) 特にない。しいて言えば、道路がよくなり、金が入ったために、町に出て金を使うことが多くなったというようなことがあげられるかもしれないが、これにしても、マイナス面と言えるかどうか。半面、道路がよくなったことによるプラス面は非常に大きい、観光客がふえた。民泊もふえた。病人の収容も楽になった。

(問) 原発就業者の医療対策

(答) 会社側との話し合いにより、市立総合病院を4,500万円かけて増築した。財源は起債3,300万円、一般財源1,200万円、ただし一般財源分の1,200万円については会社が負担した(会社はさらに出入りの業者に分担させた)

そのほか現地には医務室が設けられ、契約により市立病院から医師を派遣していた。

なお、美浜のものも敦賀に来るが、関電からは増築の分担金はとらなかった。

(問) 社宅、独身寮の土地選定の経過について

(答) 市としては、地元の要望もあり、現地に設けてほしいと申し入れ、独身寮は現地に設けられたが、社宅は市中心部に近い所につくられた。妻子持ちの宿舍となると、学校等の関係もあって、不便な所にはつくりたがらない。買収面積は、独身寮用地が8,635坪、社宅用地が9,017坪である。

美浜町役場

説明者 柴崎収入役

藤田広報課長

環境整備関係

(問) 住民からの要望は、どのようなものがあつたか。

(答) 陸の狐島という呼び名がピッタリの辺地なので、まず道路の開発整備、それから飲料水(簡易水道)、漁港施設(岸壁、物揚場)、文教施設(学校)、代替農地(樹園地)等の要望があつた。それらに対しては年次的にやってきて、44年度でほぼ達成した。中でも、地元の丹生小中学校を8,000万円かけて新築した。

(問) レイアウトができる前に会社側とどのように話し合ったか。また、レイアウトができてからはどうか。

(答) 地元の要望をどういうふうに結びつけるかという態度でやってきた。

(問) 道路の整備はどのように行なわれ、その経費負担はどのようになされたか。

(答) いわゆる原発道路が2億6,000万円かけてつくられた。県道であるが、会社が1億6,000万円負担し、市も780万円ほど負担した。そのほか、町として、白木部落に通ずる町道の拡幅等をやった。

(問) 用地買収は円滑に行なわれたか。

(答) 地元の丹生部落は戸数68、半農半漁で、共有地が多い、買収交渉には町長も何回か足を運んだが、円滑だったと思っている。

買収の坪単価は、田600円、畑500円、原野250円。

(問) 工事中に事故はなかったか。(特に住民生活に影響を及ぼすような)

(答) 子供がとび出して骨材運搬車にはねられた、そのほか労務者に数人の事故があったが、住民生活に影響を及ぼすようなものはなかった。

(問) 地元民の利便のために特別な施策を講じたか。

(答) 飯場的なものができるので、事件が起きることを心配して、派出所をつくってもらった。会社も金を出した。

(問) 生活環境の上でのマイナス面はないか。

(答) 特に考えられないが、町当局としては、補償金等が消費生活に消費されることを心配して、貯蓄モデル地区に指定し、貯蓄を奨励した。共有地の分については個人に分けないで、関電の社債を買ったりしているようだ。

(問) 原発就業者の医療対策

(答) 地区にへき地診療所があるが、医師も通いで、十分なものではない。大体、敦賀の病院に運び込むことになっている。道路がよくなったので、30分でいける。

(問) 社宅、单身寮の土地測定の経過

(答) 現在、関電の宿舎は3ヶ所にある、2ヶ所は当町内にあり、1ヶ所は敦賀の市域内にある。敦賀市域内にあるのは臨時的なものである。

会社は当初、宿舎は敦賀市内に設置することを考えていたが、強く申し入れて、当町内に設けられることになった。1ヶ所は現地の近くにある。運転段階に入ったら、150人ぐらいの社員がとどまるということである。